

総社市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第34号

総社市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年総社市規則第56号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(借入れの申込み) 第6条 略 2 略 3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。<u>ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(借入れの申込み) 第6条 略 2 略 3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。